

子ども・子育て支援交付金 令和7年度予算

1. 施策の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 施策の内容

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、以下に掲げるような養育に関する専門的相談支援を行う。
- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

《見直し》

⇒これまでの育児・家事援助については、令和6年度から家庭支援事業の子育て世帯訪問支援事業へ移行となり、本事業は保健師等による専門的相談支援に特化することとなる。専門的な相談対応のニーズのある家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせることで利用し、両事業の訪問支援者が同時に訪問すること等により適切な支援が提供できるようにする。

3. 実施主体等

実施主体:市町村(特別区を含む)

補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

補助単価:

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| (1)専門的相談支援の実施 | 8,000円(1訪問あたり) |
| (2)分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 | 10,000円(1訪問あたり) |

イメージ図

